

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 26 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47 カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

令和 7 年 11 月 28 日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あてに発出した「検査料の点数の取扱いについて（保医発 1128 第 3 号）」について、次ページのとおり訂正がございました。つきましては、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差し替えをお願いいたします。

(誤)

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(31) (略) <u>(32) 抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノボパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)</u> を目的として、ELISA法により測定した場合に、 <u>それぞれ本区分の「47」抗アリアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノボパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
D015～D022 (略)	D015～D022 (略)
D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(40) (略)	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(40) (略)
(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。	(新設)
ア 入院中の患者	
イ 1歳未満の乳児	
ウ パリビズマブ製剤又はニルセビズマブ製剤の適応となる患者	
D023-2～D025 (略)	D023-2～D025 (略)
第2款 (略)	第2款 (略)
第3節・第4節 (略)	第3節・第4節 (略)
第4部～第14部 (略)	第4部～第14部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)

(正)

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(31) (略) <u>(32) 抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノボパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アークポリソ4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノボパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	
D 0 1 5～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査	D 0 1 5～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査
(1)～(40) (略) (41) RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。	(1)～(40) (略) (新設)
<u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 1 歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビズマブ製剤の適応となる患者</u>	
D 0 2 3－2～D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 2 3－2～D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 12 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4（31）の次に次を加える。

（32） 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2 回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(40)の次に次を加える。

(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合には、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(31) (略) <u>(32) 抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノボパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノボパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	
D015～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査	D015～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査
(1)～(40) (略) (41) <u>RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。</u>	(1)～(40) (略) (新設)
<u>ア 入院中の患者</u>	
<u>イ 1歳未満の乳児</u>	
<u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビズマブ製剤の適応となる患者</u>	
D023-2～D025 (略)	D023-2～D025 (略)
第2款 (略)	第2款 (略)
第3節・第4節 (略)	第3節・第4節 (略)
第4部～第14部 (略)	第4部～第14部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)